

地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針

この基本方針は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進に関する事項及び地域経済牽引支援機関の連携に関する事項を定めるものである。

地域経済の現状は、全体としては緩やかに改善しているものの、地域によってはこれまでその地域を支えてきた製造業が衰退するなど、社会構造及び産業構造の変化によって疲弊しているところもある。

他方で、中核企業が、複数の中小企業を束ねて今後の高い成長が予想される分野に参入する取組を、地方公共団体や大学が一丸となって支援している地域や、地元大学で輩出される質の高いIT人材を活かし、質の高い雇用の場を創出するために公共データの民間公開やオフィス整備等に取り組んでいる地域などがある。このような地域が有する資源や特色、強みを最大限に活用して事業を行い、その結果として地域内の事業者の取引額や売上額の増大等をもたらす波及効果の大きな事業を創出することは、地域経済活性化や地域に持続可能性の高い産業を創出する観点から非常に有益である。

法は、こうした観点から、地域経済牽引事業にあらゆる政策資源を集中投入することで、地域経済における稼ぐ力の好循環を実現することを目的としている。その際、今後高い成長が期待されるものとして次に掲げる分野等を取り込むことにより、より高い効果を上げることが期待される。

- ① 医療機器、航空機部品及び新素材等の成長ものづくり分野
- ② 農林水産品の海外市場獲得を目指す地域商社等の事業分野
- ③ 第四次産業革命関連分野（AI・IoT・ビッグデータ等の利活用）
- ④ 観光・スポーツ・文化・まちづくり関連分野
- ⑤ 環境・エネルギー分野
- ⑥ ヘルスケア・教育サービス分野

地域経済牽引事業の促進に当たっては、地方公共団体は、地域の経済社会情勢を踏まえて目指すべき目標とその評価指標（以下「KPI」という。）を設定し、PDCAサイクルを回し、主体的かつ計画的な支援措置を講ずることで地域の成長発展の基盤強化を図ることが求められる。特に、産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報等を地域の強みとして、地域の関係者全体が将来像を共有し、基本計画において具体的な成果目標とスケジュールを設定し、その実現に向けて戦略的に取り組む必要がある。その際、都道府県及び市町村は互いのニーズに積極的に対応し、迅速な基本計画の作成に努める必要がある。

この基本方針は、法に基づく支援措置を地方公共団体が活用する際に、より効率的かつ適切に成果を上げることを狙いとして、その目標や配慮すべき事項等について定めるものである。

第一 地域経済牽引事業の促進に関する事項

イ 地域経済牽引事業の促進の目標に関する事項

(1) 基本的な考え方

地域経済牽引事業の促進に当たっては、地方公共団体が自らの地域の状況、特色等を正確に把握した上で、基本計画の達成により実現する地域の全体像及び成長発展を実現するための戦略を策定することが重要である。

(2) 促進区域と地域の特色

促進区域を設定した上で、促進区域の地理的条件、インフラの整備状況、人口分布の状況等の地域の特色の概略を記載するものとする。その際、後述する地域の特性を内包できるように記載するものとする。

(3) 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

① 目指すべき地域の将来像の概略

促進区域の付加価値を高め、質の高い雇用を確保・創出するために目指すべき地域の将来像の概略を記載するに当たっては、地域経済分析システム（以下「RESAS」という。）等を活用して、促進区域の産業構造、雇用状況、地域内外の取引・付加価値の流れ、需要構造、経済・産業の現状や各企業が地域経済に与える影響、重点的に取り組むべき事業分野等を定量的に分析することで地域の経済構造の把握に努めるものとする。

② 経済的効果の目標

地域経済牽引事業の促進による経済的効果を把握するため、経済的効果の目標として、基本計画の開始から終了まで（基本計画の計画期間は原則五年とする。）の地域経済牽引事業の促進による促進区域の付加価値創出分を地方公共団体で自主的に設定し、基本計画に記載するものとする。

目標の設定に当たっては、促進区域の付加価値の全体又は特定の産業分野の付加価値の一定割合を設定する方法（例えば、促進区域の全産業又は特定の産業分野の付加価値の三パーセント分や五パーセント分を設定すること等が考えられる。）や、想定する地域経済牽引事業一事業当たりの促進区域への波及効果を積み上げる方法（例えば、想定する地域経済牽引事業の付加価値や事業数等を集計して設定すること等が考えられる。）など様々なものがあるが、基本計画に係る国による同意や事後検証の際に、基本計画の目標の算出方法や地域経済へのインパクトの大きさ、後述する地域経済牽引事業として求められる事業内容との関係性、基本計画の目標の達成又は不達成の要因などについて論理的に説明できるものとなっている必要がある。

また、必要に応じて、地域経済牽引事業による経済的効果を達成するためのプロセスを管理・計測するためのKPIを設定し、補助的指標として活用するものとする。

(4) 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

次に示す項目を目安として、各地方公共団体において、地域経済牽引事業の目標設定を行うものとする。

地域経済牽引事業は、次の①から③までのいずれも満たす事業であること。

① 地域の特性の活用

「ハ地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する基本的な事項」の記載事項に基づいて基本計画に記載される地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であると認められるものであること。

② 高い付加価値の創出

促進区域において、新たな事業所が一つ立地するのと同等の付加価値額（具体的には、都道府県別一事業所当たりの平均付加価値額とする。）以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。ただし、この水準は、事業計画の計画期間が五年の場合を標準としており、計画期間に応じて変更することは可能とする。

③ 地域の事業者に対する相当の経済的波及効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域において、次のいずれかの効

果が見込まれること。

- ・ 促進区域に所在する事業者間での取引額が増加すること。
- ・ 促進区域に所在する事業者の売上が増加すること。
- ・ 促進区域に所在する事業者の雇用者数又は給与支払額等が増加すること。

ただし、地方公共団体がそれぞれの実情を踏まえた意欲的な数値目標を設定することが望ましい。また、この数値目標についても事業計画の計画期間に応じて変更することは可能とする。

ロ 促進区域及び重点促進区域の設定に関する基本的な事項

(1) 基本的な考え方

促進区域は、基本計画の対象となる区域として設定する。また、重点促進区域は、促進区域の中でも、特に当該地域における地域の特性と密接な関連がある地域を地方公共団体が設定することにより、より重点的かつ効果的に地域経済牽引事業を促進するものである。促進区域と重点促進区域の設定については、具体的には、「へ環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」の記載事項に基づいて行うものとする。

(2) 促進区域の設定

促進区域は、原則、行政区画単位で設定するものとする。

(3) 重点促進区域の設定

① 重点促進区域の設定方法

重点促進区域については、地域の特性が賦存する地域及びその周辺地域（地場産業の工場の集積地域及び工業団地、温泉街、商店街、観光農園、湖沼、浜、河川、特定の強みを有する企業、大学・研究機関、駅、インターチェンジ、寺社・仏閣等が存在する地域）を、字単位で設定（字が住所に含まれていない場合においては、図面等で表示）するものとする。

② 設定した理由

重点促進区域の設定に当たっては、その区域を重点促進区域として設定した理由を記載するものとする。

③ 工場立地特例対象区域の設定

重点促進区域において、市町村が工場立地特例対象区域を指定しようとする場合は地番等を用いて記載するものとする。

ハ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する基本的な事項

(1) 基本的な考え方

地域経済牽引事業に活用される地域の特性の選定に当たっては、地域の事業者が地域経済牽引事業を行う上で、独自の強みを十分に発揮することが期待されるような地域の特性及びその活用戦略を設定すること。

(2) 地域の特性及びその活用戦略の設定方法

地域の特性の設定に当たっては、地域の特性（①産業の集積、②観光資源、③特産物、④技術、⑤人材、⑥情報、⑦インフラ、⑧自然環境（観光資源を除く。）、⑨その他）及びその活用戦略（①成長ものづくり、②農林水産・地域商社、③第四次産業革命、④観光・スポーツ・文化・まちづくり、⑤環境・エネルギー、⑥ヘルスケア・教育サービス、⑦その他）の類型を組み合わせることで記載す

るものとする。

なお、限りある政策資源を集中投入する観点から、一基本計画当たり九個以内を目安として設定するものとする。

〔地域の特性及びその活用戦略の類型イメージ〕

- ・ 甲地域の航空機関連産業等の産業の集積を活用した成長ものづくり
- ・ 乙地域のA大学、B研究機関等の人材を活用した第四次産業革命
- ・ 丙地域のC自然公園等の観光資源を活用した観光
- ・ 丁地域のりんご等の特産物を活用した地域商社

(3) 選定の理由

地方公共団体は、の地域の特性及びその活用戦略を選定した理由について、定量的なデータを付すなどして、基本計画に係る国による同意や事後評価の際にも論理的な説明をできるものとする必要がある。

ニ 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、地域経済牽引事業に係る情報処理の促進のための環境の整備その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項

(1) 基本的な考え方

地域経済牽引事業の促進を通じた地域の成長発展の基盤強化を図るに当たっては、従来型の製造業にとどまらず多様化する事業形態に対応しつつ、新たな産業を創出していく観点から、事業者のニーズをしっかりと踏まえながら事業環境の整備を総合的に行っていくことが重要である。事業環境の整備の具体的な内容としては、例えば公共データの民間公開、各種法令に基づき地方公共団体が定める計画の柔軟な運用や改定、条例の制定や改正等が考えられる。

法では、国が全国共通で活用可能な支援を措置している一方、地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域の強みを生かして事業が促進される必要があり、地域における産業構造、地域資源の態様等の独自性を踏まえた時宜にかなった事業環境整備がそれぞれの地域で行われることが重要である。このため、地域経済牽引事業の促進のために行う事業環境整備に当たっては、国の支援策の活用のみならず、地方公共団体独自の積極的な事業環境整備への対応も求められる。

その際、税負担の軽減や助成金等の短期的な財政的措置、規制の特例措置等を講ずるのみならず、全体での事業コスト、事業を支える人材の賦存状況、インフラの整備状況、産学連携の在り方等の多様な側面が地域経済牽引事業の実施を左右する大きな要因となることから、地方公共団体と事業者が相互に情報を交換しつつ、事業環境整備の措置を洗練していくことが重要である。

(2) 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備

地方公共団体は、地方税の減免措置や景観条例等の創設及び必要な制度の改廃など、地方公共団体が地域経済牽引事業の促進のために促進区域で行う予定の制度の整備に関して、具体的に記載するものとする。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備

地方公共団体は、促進区域で情報処理を活用した地域経済牽引事業の促進を行うために、公共データの民間公開（インターネット等を通じて、地方公共団体等の公共機関が保有するデータを事業者が利用できるようにすること）等によって、事業者が様々なデータを地域経済牽引事業に活用できる環境を整備する旨を記載するものとする。記載に当たっては、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）に基づく官民データ活用推進基本計画において示された取組の方針等も

踏まえ、例えば、地域の実情に応じつつ、次のような取組を行っていくことが期待される。

〔期待される取組の例〕

- ・ 地方公共団体が保有するデータのオープン化
- ・ 新たにセンサーやWi-Fi等を整備することによるデータの取得及び当該データのオープン化
- ・ 地域、分野等を越えたデータ連携を可能とするためのデータフォーマットの標準化
- ・ IoT、ビッグデータ、AI、ロボット・ドローン等を活用した実証やビジネス展開を支援するための制度整備
- ・ ITベンチャー創出等のためのITオフィス構築等のビジネス環境整備
- ・ データの利用権限に関する契約ガイドライン等のデータ利活用に関する各種ガイドラインの活用推奨
- ・ 地方公共団体におけるシェアリングエコノミー関連サービス等の積極採用、民間クラウドサービスやAI活用の推進等

なお、公共データの民間公開等を行う場合、特に個人情報を含む場合には、各地方公共団体において定める個人情報保護条例等に基づいて適切な保護等の処置を行うことがその前提であり、例えば利用目的の特定、本人の同意の取得や匿名加工等の適切な措置を講じた上で公開を行う必要がある。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

地域経済牽引事業の促進に当たっては、全体での事業コストの低減や事業者が速やかに次の段階に進めるように配慮していくことが不可欠となる。その際、地域経済牽引事業に関する各種規制や条例の適用及び運用に当たっては、法令遵守及び当該規制等の保護法益の確保を大前提にしつつも、申請書類の簡素化・削減や既存データ・資料の有効活用等を通じた事業者負担の軽減、規制に係る手続等の迅速化を図っていくことが不可欠となる。

このため、地方公共団体にとって、その裁量の範囲内において、事業者の必要に応じて規制や制度等の柔軟な運用や見直し、事業者ニーズに基づく公共データの民間公開等の事業環境整備を積極的に進めていくことも重要な役割である。よって、地方公共団体は事業者による事業環境整備に対応するためにどのような体制を整備するかを記載するものとする。

(5) その他

① 首長のリーダーシップの発揮

地域経済牽引事業の促進に当たっては、首長のリーダーシップが重要であり、首長は事業者と積極的なコミュニケーションを図り、具体的なニーズの把握や対応に努めることが重要である。事業環境整備に係る事業者からの提案への対応をはじめとして、首長のリーダーシップで総合的な支援体制を構築することが必要である。

② 市町村及び都道府県の緊密な連携の重要性

各種の規制事項をはじめとして、地域経済牽引事業に関する手続については、市町村と都道府県の双方に関係する事項も存在する。このため、市町村と都道府県の両者が緊密な連携と適切な役割分担を図り、事業者のニーズにきめ細かく対応することが重要である。

③ 事業開始後の支援継続の重要性

地域経済牽引事業の促進の目的は、単に地域において工場進出や設備投資が行われることなく、継続的に地域経済牽引事業が実施されることにより、他の事業者等を含めて地域に経済的

効果もたらされることである。このため、既存企業や新規誘致企業を問わず、事業期間中は継続的なフォローアップを実施し、新たなニーズや課題に迅速に対応することが極めて重要である。

④ 事業承継支援

地域経済牽引事業の継続的な実施に当たっては、地域経済牽引事業の直接の実施主体である中核企業のみならず、取引先や関連企業が安定して事業継続することも不可欠である。後継者不足等の理由によって、これらの企業の事業継続が困難になることがないように、地方公共団体は国の施策と連携しながら地域において事業承継・事業再編の重要性やそれらに対する支援等についての周知を行うことが重要である。

⑤ 技術支援等

地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域の企業の技術力の向上等により、競争力の向上や新分野への進出を促進することが重要である。しかしながら、比較的事業規模の小さい事業者にとってみれば、単独での新たな技術開発はリスクが大きく、ちゅうちょするおそれもある。このため、地方公共団体は、国の施策も活用しながら、中小企業・小規模事業者が大学・公設試験研究機関等の研究機関等と連携して行う研究開発や販路開拓等を支援することが重要である。

⑥ 省エネルギー取組の推進

地域経済牽引事業を行う事業者が、エネルギー管理による設備の最適制御や高効率な設備導入などの省エネルギー取組を行うことは、コスト削減や生産性向上を通じた事業者の競争力強化につながり、当該事業の継続的な実施に資することとなる。そのため、地方公共団体は、国の施策も活用しながら、地域に根ざした省エネルギーノウハウを有する民間事業者とも連携しつつ、省エネルギー診断の実施や相談窓口の開設、省エネルギー設備への入替支援等、当該事業者の省エネルギー取組を支援することが重要である。

⑦ 地方創生政策や農村振興政策との連携

「まちづくり・ひとづくり・しごとづくり」を総合的に行う国の地方創生施策においては、地域経済牽引事業の促進は、特に「しごと」創出の観点で、重要な役割を果たすものである。このため、各地方公共団体は、地方創生関連施策とよく連携して地域経済牽引事業を促進することが重要である。

また、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号。以下「農村産業法」という。）に基づく産業の導入の促進等を行う取組が地域経済牽引事業に該当する場合には、農村産業法に基づく実施計画を策定した上で、農村産業法の税制、融資等の活用を図ることが有効である。

⑧ 人材育成・確保支援

地域経済牽引事業の促進に当たっては、事業者がどのような人材を求めているかを事前に把握し、国の地域雇用開発のための施策の活用を図りながら、地域の教育機関等と連携して最適なプログラムの作成や研修等を行い、人材の育成に努めることが重要である。地域の教育機関においては、地域や学校の実態、学生・生徒の特性に応じて、事業者等から協力を得ながら、地域の人材育成に貢献することが重要である。

⑨ 道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携

物流コストの低減や人の移動の円滑化は、事業者の事業活動の効率化、関係事業者や研究機関等との有機的な連携等の観点から重要である。基本計画は社会資本整備を定めるものではないが、地方公共団体において、地域経済牽引事業を促進するに当たっては、広域的な視点も踏まえ、国

との適切な役割分担の下、道路、港湾、空港等社会資本に関する整備計画との連携を図りつつ、戦略的に進めることが重要である。その際、個別の施設面での整備及び充実のみならず、インフラ相互間の接続による相乗効果の発揮や、空港運営の二十四時間化などの運用面での柔軟な対応も必要である。

⑩ 地域が一体となった事業継続計画の策定

様々な災害リスクに対する事業リスクを最小化すべく、企業ごとに定める事業継続計画の策定に加え、企業や行政等も含めた地域が一体となった事業継続計画の策定を検討していくことが重要である。

(6) 実施スケジュール

事業者の地域経済牽引事業の実施に当たって、予見可能性を高める観点から、地方公共団体は、前述のからまでの記載事項についてのスケジュールを記載するものとする。

ホ 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業その他地域経済牽引事業を促進するために必要な総合的な支援体制の整備に関する基本的な事項

(1) 基本的な考え方

昨今の経済情勢をみれば、人口減少・少子高齢化に伴う国内市場の縮小等による競争環境の激化や第四次産業革命等の新技術の出現による産業構造の変化に伴う海外市場参入や新ビジネス創出等、国内の事業者が抱える課題は一層複雑化している。

この現状を踏まえ、地域経済牽引事業を効果的に促進するためには、例えば研究開発支援・事業化支援・販路開拓支援などの各種支援について、事業の発展段階に応じた適切かつ一貫通貫の支援を途切れることなく提供していくことや、複数の地域経済牽引支援機関が相互に不足する支援機能を補完し、連携して事業者の多様な支援のニーズに応えていくことが求められる。

(2) 支援の事業内容及び実施方法

地域経済牽引事業を行う事業者の多様な支援の求めに応えるために、各分野に強みを有する地域経済牽引支援機関及びその支援内容としては、次のようなものが想定される。地方公共団体は、これらを踏まえ、促進区域で期待される支援の事業内容とその主体、実施方法としての連携支援計画の作成等について具体的に記載するものとする。

① 技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進

公設試験研究機関（工業試験場等）による事業化につながるような効率的な研究開発支援、技術移転機関等を活用した大学等の研究成果の企業等への技術移転の支援、研究成果の普及等

② 市場に関する調査研究及び情報提供

産業支援センター等が有する技術情報・人材情報・特許情報・市場情報等の事業者が必要とする情報の提供や、地域に賦存する市場ニーズと研究シーズのマッチング支援等

③ 経営能率の向上の促進、経営改善支援

商工会・商工会議所、大学等による経営能率の向上に資するような人材育成支援、地域銀行や弁護士・公認会計士・税理士等によるローカルベンチマークを活用した経営改善や円滑化の支援、販路開拓のためのマーケティング支援等

④ 資金の融通の円滑化

地域銀行・信用金庫・信用組合等の地域の金融機関等が行う、技術開発、製品開発、生産、販売、流通等の事業の発展段階に応じた融資による支援等

⑤ 研修

業界団体やNPO、中小企業診断士会等が実施する技術開発力や販路開拓、労務管理・マネジメントの能力等の向上のための研修・セミナー等

⑥ 事業承継支援

地域経済牽引事業を行う事業者にとって必要不可欠な中小企業・小規模事業者等の事業承継支援や、地域経済牽引事業を行う事業者が関連する事業者の再編・統合等を行う場合の事業承継・事業再編支援

へ 環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 基本的な考え方

法第四条第四項及び第十一条第四項において、基本計画及び土地利用調整計画は、土地利用関係の諸計画等と調和を保つこととされていることから、例えば次のような土地利用関係の諸計画等との調整方針等について、基本計画において具体的に記載するものとする。

① 国土形成計画・国土利用計画・土地利用基本計画

② 都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針

③ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に規定する基本方針及び基本計画

④ 河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は地方公共団体（港務局を含む。）の計画

⑤ 農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画

重点促進区域の設定に当たっては、人口減少・高齢化の進行に加え、社会資本の老朽化への対応も併せて求められている状況の下、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成することが重要であるため、市街地の拡散の防止を図るとともに、新たに大規模な公共施設整備を要することのないよう土地利用関係の各種計画との調和を図ることが必要である。また、既存の工業団地、遊休地、農村産業法に基づき造成された用地等の工場適地や業務用地の把握を行い、こうした用地が存在する場合には、その活用を優先すべきである。市町村においては、こうした工場適地や業務用地に関する情報を体系化し、事業者適切に開示することが必要である。

基本計画で定める重点促進区域における地域経済牽引事業について、市町村が、法第十一条第一項に基づく土地利用調整計画を作成し、地域経済牽引事業に係る土地利用の調整を行うべき区域として土地利用調整区域を設定する場合には、土地利用調整区域は、地番単位で設定するものとする。

なお、基本計画の作成、市町村による土地利用調整計画の作成及び都道府県による同計画の同意に当たっては、都道府県において、庁内に部局横断的な調整の場や市町村に対するワンストップの相談窓口を設け、土地利用関係の諸計画等との整合を図りながら、調整が円滑に行われるよう取り組むことが望ましい。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

重点促進区域については、農業関連施設を整備するなど、土地を農用地区域から除外せずに地域経済牽引事業の用に供することができる場合を除き、農用地区域外の土地を優先して設定するものとする。

土地利用調整区域については、遊休地を含め(1)において把握された工場適地や業務用地を優先し

て設定するものとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に行うべき調整について、次の考え方に基づく具体的な方針を、基本計画において、地域の実情を踏まえて定めるものとする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

重点促進区域内に、都市計画法に基づく市街化区域（非線引き都市計画区域にあつては用途地域）が存在する場合には、これらに含まれる土地を優先的に土地利用調整区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備することにより、

- ・ 集団的農地の中央部に他の用途の土地が介在することにより、高性能機械による営農への支障が生ずる
- ・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生ずる

など、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生ずる事態が起きないようにすること。

③ 面積規模が最小限であること

土地利用調整区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、地域経済牽引事業の用途に供するために必要最小限の面積であること。

④ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過していないものは、土地利用調整区域に含めないこと。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても、土地利用調整区域に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと。加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第八条第二項第一号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先すること。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

① 市街化調整区域における土地利用の調整に関する基本的な考え方

重点促進区域及び土地利用調整区域の設定に当たっては、市街化区域（非線引き都市計画区域にあつては用途地域）内において現に宅地化された土地の活用を優先するものとする。

ただし、市街化区域において適切な土地がないと認められ、かつ、地形・環境等の自然条件、雇用、交通、土地利用、産業等の社会経済条件を総合的に勘案し、やむを得ないと認められる場

合には、都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を含む。）及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれることを前提に、市街化調整区域において重点促進区域及び土地利用調整区域を設定することを妨げないものとする。

この場合、重点促進区域及び土地利用調整区域の設定に伴い、市街化調整区域において大規模な公共施設整備を要することのないよう留意するとともに、地域経済牽引事業と関係のない施設や商業施設等の集客性のある施設、住宅等の市街化を促進する施設の新たな立地を誘発しないことが求められる。

② 市街化調整区域における地域経済牽引事業の用に供する施設

(1) 及び①を踏まえ、市街化調整区域に設定される重点促進区域及び土地利用調整区域における地域経済牽引事業の用に供する施設としては、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不相当であつて、地域経済牽引事業の効果を発揮する上で次のような立地を得られることが特に必要であると認められる以下のものが考えられる。

(i) 流通の結節点

高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地する食品関連物流施設、植物工場並びに生体材料の研究施設及び工場

(ii) 原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍

医薬品又は食品の原料又は材料として使用される農林水産物等の生産地等及び現に試験研究の用に供されている試験研究施設等の近傍に立地する研究施設及び工場

(4) 自然環境の保全、その他

環境保全上重要な地域においては自然環境の保全が特に必要であることから、促進区域には、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に規定する生息地等保護区を含まないものとする。重点促進区域には、この他、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）に規定する国立、国定公園区域及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）に規定する鳥獣保護区を含まないものとする。また、重点促進区域に環境保全上重要な地域（重点促進区域から除くべき地域を除く。）が含まれる場合、地域経済牽引事業の実施により自然環境へ重大な影響がないように十分な配慮をするものとする。促進区域に国立、国定公園区域を含む場合には、基本計画及び地域経済牽引事業計画と自然公園法第二条第五号に規定する公園計画等との整合を取るなど、促進区域に環境保全上重要な地域（促進区域から除くべき地域を除く。）が含まれる場合にも、地域経済牽引事業の実施による自然環境の保全に十分な配慮をするものとする。また、国立、国定公園を含む基本計画を作成する場合又は地域経済牽引事業計画を承認する場合には、国立公園においては地方環境事務所、国定公園においては都道府県の自然環境部局と調整を図るものとする。なお、地方公共団体の条例により指定された保護区域等についても、それぞれの条例の目的や関係計画に基づき、適切な環境保全を図るものとする。

また、緑地の確保、大気汚染防止対策、廃水処理、土壌汚染防止対策、騒音・振動対策、悪臭対策、廃棄物・リサイクル対策、省エネルギー対策、地球温暖化対策など、事業活動に伴い課題が生じ得る事項に対する環境保全の取組、更に住民の理解を得るための取組について記載するものとする。

さらに、防犯設備や防犯体制、犯罪や事故の発生時における警察への連絡体制の整備など、犯罪及び事故の防止、地域の安全と平穏並びに交通の安全等を確保するために効果を有する取組を住民の理解を得ながら行うことについて記載するものとする。

ト その他地域経済牽引事業の促進に関する事項

(1) P D C Aサイクルの強化

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の執行においては、基本計画や事業計画の成果について定期的なフォローアップを行い、必要な執行改善を行うという適切なP D C Aサイクルの確立ができなかったという課題があった。

法の執行に当たっては、その実施状況について適切なK P Iを設定した上でP D C Aサイクルを確立し、法の執行改善、定期的な評価、見直し等を行うことにより、より適切かつ効率の良い地域経済政策へとつなげていくことが重要である。

このため、国と地方公共団体は法の執行に当たって基本計画及び地域経済牽引事業の進捗状況についてのP D C Aを取りまとめるものとする。具体的には、国は基本計画への同意の際に、地方公共団体による目標設定の方法、地域経済に与える影響、基本計画の経済的効果と地域経済牽引事業の要件との関係性等についての説明を求めるとともに、毎年度、地方公共団体における基本計画の目標に対する進捗状況を取りまとめるものとする。また、地方公共団体は、それぞれの地域の実情をよく踏まえた基本計画の作成を行い、毎年度、地域経済の状況及び承認した地域経済牽引事業計画の実施状況、地域経済牽引事業への支援措置、土地利用の調整の状況等、基本計画の進捗状況に関する取りまとめを行い、国に報告することが求められる。

(2) 地域中核企業候補二千社の公表と案件発掘

地域経済牽引事業の「担い手」を発掘していくことが重要である。地域の企業の中には、地域経済への影響力が大きく、成長性も見込めるなど、地域経済牽引事業の「担い手」となる潜在的な能力や可能性は高い企業があるものの、自らがそのことに気づいていない場合や地方公共団体や周辺企業等から十分に認識されていない場合もある。国は、R E S A Sの企業データベースの活用や、関係省庁による案件発掘等により得られた情報等を活用し、地域の中核的な企業の候補として約二千社程度を抽出して公表し、企業の挑戦と地方公共団体による基本計画作成を促進していくものとする。地方公共団体は、この約二千社の情報を参考とするなど、国とも連携して地域の案件発掘を行うものとする。

(3) 関係省庁連絡会議の設置

国は、法の執行に当たって、①案件発掘とフォローアップ、②地域中核企業候補二千社の情報の公表、③関係省庁における関係施策一覧表等の作成、④P D C A評価・ベストプラクティス集の作成等を実施するため、関係省庁連絡会議を立ち上げる。地方公共団体は、関係省庁連絡会議での情報等を積極的に収集し、域内の事業者への周知等に努めるものとする。

(4) 地域経済牽引事業促進協議会の設置

地域においては、地方公共団体と地域の産学官金の関係者が協力して推進する体制が必要である。このため、法第七条の規定に基づき地域経済牽引事業促進協議会を組織することができる旨を規定しており、地域における基本計画の作成と、その実施に必要な事項として、具体的には地域経済牽引

事業計画の候補の発掘や、基本計画に基づき承認した地域経済牽引事業の進捗状況のフォローアップ等のPDCAサイクルの実施などにおいて主体的な役割を果たすことが期待される。

(5) 地域経済牽引事業計画に係る地域の成長発展の基盤強化に特に資する基準の評価体制の整備

国は、法第二十四条の課税の特例及び第二十五条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置に係る地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについての確認を適切に行うため、評価委員会を設置し、その評価を踏まえるものとする。

評価委員会は、地域経済牽引事業計画を公正かつ適正に評価できる有識者及び専門家等で構成することとし、案件に利害関係等を有する者は当該案件の評価に関与しないものとする。

第二 地域経済牽引支援機関の連携に関する事項

イ 地域経済牽引支援機関の連携の意義及び目標に関する事項

(1) 連携の意義

事業者が地域経済牽引事業を行うに当たって抱える課題は多様化・複雑化しており、単一の地域経済牽引支援機関では的確な支援が困難であることも想定される。多様な地域経済牽引支援機関が連携し、十分かつ切れ目のない支援を事業者を提供することが不可欠である。他方で、地域では必ずしも地域経済牽引支援機関が十分に連携できていない例も見られる。このような観点から、地域経済牽引事業の促進を加速させるためには、地域に存在する複数の地域経済牽引支援機関間で連携を図り、役割と責任を明確化した上で、それぞれの地域経済牽引支援機関が主体的に支援を行っていくことが重要である。

また、連携の対象は地域内にとどまらず、地域外に所在する地域経済牽引支援機関も含めた連携体制を構築することにより、地域内で不足する支援の機能を補完することも重要である。

(2) 連携の目標

連携支援計画の作成に当たっては、(1)を踏まえ、次の項目を設定するものとする。

- ・ 支援対象とする事業分野
- ・ 地域における産学官金の地域経済牽引支援機関の連携による切れ目のない支援体制の構築
- ・ 地域の各地域経済牽引支援機関の役割と責任の明確化
- ・ 地域内で不足する支援機能の地域外からの補完
- ・ 想定する支援件数

ロ 地域経済牽引支援機関の連携により実施する事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 連携支援事業の内容

地域経済牽引支援機関が主に連携支援事業を実施すると想定される地域の状況、特色等を踏まえ、総論として、連携支援事業が地域経済牽引事業に対して提供する支援の全体像やその実施時期（連携支援計画の計画期間は原則五年とする。）等について記載するものとする。

また、連携支援計画については、主に連携支援事業を実施すると想定される地域の基本計画と整合を図るよう努めるものとする。

ただし、連携支援計画を申請する時点で、主に連携支援事業を実施すると想定される地域に基本計画が存在しない場合においては、その後、基本計画が提出された時点で整合を図るよう努めるものとする。

(2) 連携支援事業の実施方法

研究開発等から販路開拓等まで地域経済牽引事業に必要な支援が切れ目なく提供されるように役

割分担及び責任体制を明確化する必要がある。このため、次の事項について記載するものとする。

- ① 具体的な地域経済牽引支援機関間の役割分担及び責任関係
- ② 地域経済牽引支援機関間の連携体制の具体的な構築方法（地域経済牽引支援機関間での規約締結や定期的な情報交換や連携方針を協議するための会議の開催等）

なお、地域経済牽引支援機関は、ローカルベンチマーク等を活用して地域経済及び地域の事業者に対する理解を深めて、相互に対話を行って認識共有を図るなど、互いに積極的に協同していくことが重要であり、非協同的な地域経済牽引支援機関は自律的に連携支援事業から退出することとされるなど相互に緊張感のある関係を構築することが望ましい。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一へ(2)⑤の規定（農地中間管理機構関連事業に関する部分に限る。）は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十九号）の施行の日から施行する。